域の指定の一部解除(二件)………………(同○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

(二件)(同) ...

●東京都告示第九百五十三号

告

示

計量法

(平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び

域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)…○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

三丁目地内

○特定計量器定期検査の実施……………………

…………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)…

令和六年九月十二日

東京都計量検定所長

戸

澤

互

法第二十一条第二項の規定により告示する。

積計に限る。)の定期検査を次のとおり実施するので、 号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十

同

1

検査期日 検査場所

検査地域

墨田区、足立区、葛飾区及び江戸川区

令和六年十月十六日から同月三十一日まで

特定計量器(皮革面積計に限る。

の所在

日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



東京都

発 行

●東京都告示第九百五十四号

(平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第六条第二項の規定により、 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい 土壤汚染対策法)を指定するので、同条第三項において準用する同法 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

目

次

令和六年九月十二日

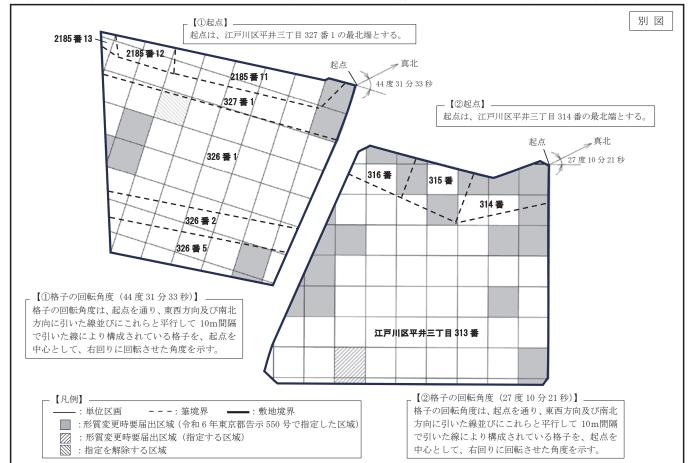
次のとおり告示する。

形質変更時要届出区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 (江戸川区平井 百合子

害物質の種類 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有 土壤汚染対策法施行規則 ふっ素及びその化合物 (平成十四年環境省令第二十

の場所

 \triangleright



トリクロ

口 エ

トリクロロエチレン

トリクロロ

1エタン、 ·レン、

講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染状況調査

東京都告示第九百五十五

土壤汚染対策法 一項の規定により、 (平成十四年法律第五十三号) 令和六年東京都告示第五百五十号に 第十

東京都知事 小 池 百 合 とおり告示する。

令和六年九月十二日

項において準用する同法第六条第一

一項の規定により、

次

より指定した区域

の一部

の指定を解除するので、

同条第一

指定を解除する区域 別図のとおり 江 区平 子

井

九号)第三十一条第一 丁目地内) 土壤汚染対策法施行規則 項の基準に適合していなかった特 (平成十 -四年環境省令第一

定有害物質の種

類

D

口 エチレ ロエチ

ージクロ

口 工

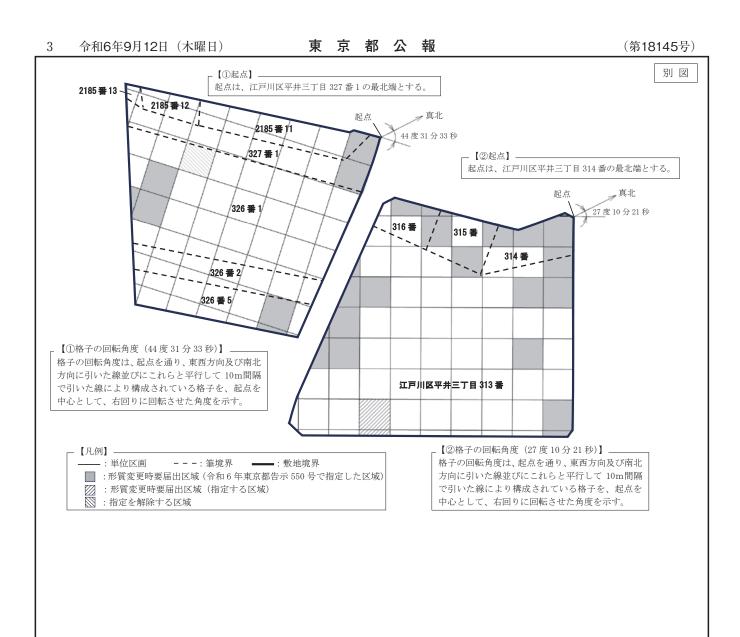
ンクロ

テ

トラク

口

口



定有害物質の種 講じられた汚染の除去等の措置

鉛及びその化合物

土壤汚染状況調査

規則第三十一

一条第一 類

一項の基準に適合していなかった特

化合物、

に適合していなかった特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化

九号。以下

「規則」という。)

第三十

一条第一項の基準

鉛及びその

土壤汚染対策法施行規則

(平成十四年環境省令第1

地内及び同区青海三丁目地先地内

兀

令和六年九月十二日

用する同法第六条第二項の規定により、

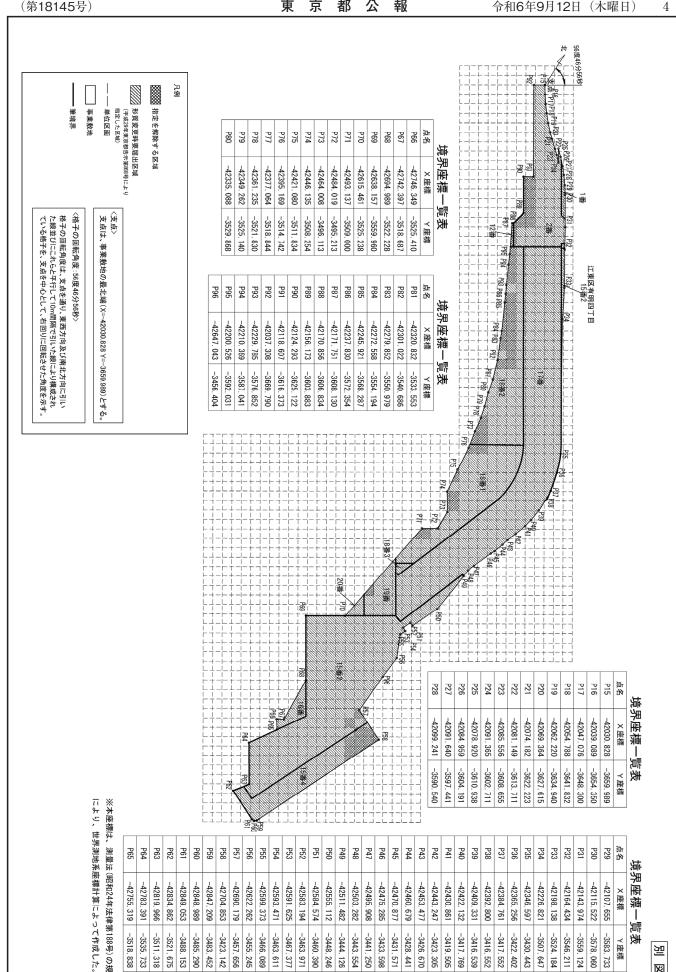
次のとおり告示す

域

指定を解除する区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 江 東区有明四 百 合 子 T

八号及び同年東京都告示第千二百六十一号により指定した 土壌汚染対策法 一項の規定により、 の一部の指定を解除するので、 (平成十四年法律第五十三号) 平成二十九年東京都告示第八百六十 同条第三項において準 第十

東京都告示第九百五十六号



※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定



_	(第18145号)	東	京	都	公	報	令和6年9月12日(木曜日)	6
ŀ									
一									
電 京 家 一									
○ 新									
三宿									
- 西 - 新 - 上									
発 電話 〇三(五三二一)一一 東京都新宿区西新宿二丁目八									
一									
一一一(代) 郵便番号 163-8001									
一番									
<u> </u>									
郵便番号 163-8001									
<u>定 価</u> 一 本 箇 号									
一本									
一本									
郵送六									
料を大									
含三									
印刷所									
電東三									
部都 4									
01三日日									
五神』									
一神 柳									
☆ 畳 株 ┃									
八皇式									
一 二 会									
代									
(郵送料を含む。) 印 電話 ○三(五二七六)○八一一(代) 郵101-7 六、六○○円 刷 東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地 便 101-101 一 鈴 印 刷 株 式 会 社 号151 - 一									
101-0051									
リサイクル適性の									